

## 2023年度委託研究契約書新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

新（令和5年9月1日契約予定のもの）	旧（公募時掲載のもの）
<p>第1条 甲は、乙を「大学等／企業等」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究題目等：  <u>研究開発責任者</u>「〇〇 〇〇」  サブ課題「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」  研究開発テーマ「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」  研究題目「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 委託研究費：  当事業年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円  <u>(うち消費税額及び地方消費税額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)</u>  翌事業年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円  <u>(うち消費税額及び地方消費税額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)</u>  なお、当事業年度とは〇〇〇〇年〇月〇日から翌年3月31日までの1事業年度をいい、委託研究費の内訳は、別記の1のとおりとする。</p> <p>(5) 当事業年度における研究目的及び内容：別記の3のとおりとする。なお、本研究の実施に当たっては、別途、本課題プログラムディレクターが承認する<u>研究開発実施計画書</u>（承認を得て変更されたものを含む。）に沿って進めるものとする。</p>	<p>第1条 甲は、乙を「大学等／企業等」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究題目等：  <u>研究責任者</u>「〇〇 〇〇」  サブ課題「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」  研究開発テーマ「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」  研究題目「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 委託研究費：  当事業年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円   翌事業年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円   なお、当事業年度とは〇〇〇〇年〇月〇日から翌年3月31日までの1事業年度をいい、委託研究費の内訳は、別記の1のとおりとする。</p> <p>(5) 当事業年度における研究目的及び内容：別記の3のとおりとする。なお、本研究の実施に当たっては、別途、本課題プログラムディレクターが承認する<u>社会実装に向けた戦略及び実施計画書</u>（承認を得て変更されたものを含む。）に沿って進めるものとする。</p>
<p>(定義)  第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると</p>	<p>(定義)  第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると</p>

<p>ころによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)「<u>研究開発実施計画書</u>」(以下「<u>実施計画書</u>」という。)とは、本課題プログラムディレクターが承認したサブ課題の研究に係る計画書(その後の変更を含む。)の総称をいう。</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15)「<u>競争的研究費</u>」とは、大学等、企業等において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、<u>研究に係るものをいう。本契約の締結以前において、競争的資金として整理されてきたものを含む。</u></p> <p>(16)～(24) (略)</p>	<p>ころによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)「<u>社会実装に向けた戦略及び実施計画書</u>」(以下「<u>戦略及び実施計画書</u>」という。)とは、本課題プログラムディレクターが承認したサブ課題の研究に係る計画書(その後の変更を含む。)の総称をいう。</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15)「<u>競争的研究費</u>」とは、大学等、企業等において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、<u>研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む。</u></p> <p>(16)～(24) (略)</p>
<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、<u>実施計画書</u>に則り本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に遂行するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、<u>戦略及び実施計画書</u>に則り本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に遂行するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(調査)</p> <p>第3条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(概算払い)</p> <p>第5条の2 甲は、乙に対し必要であると認めるときは、契約期間の中途において</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</u></p> <p>2 <u>乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の用途に使用してはならない。</u></p>	
<p>(知的財産権の帰属)</p> <p>第11条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、研究成果に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が本知的財産権を放棄する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乙は、甲が<u>産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で本知的財産権を実施する権利(第三者に対して本知的財産権の実施を許諾する権利を含む。以下同じ。)</u>を甲に許諾する。</p> <p>(3) 乙は、本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が<u>産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(知的財産権の帰属)</p> <p>第11条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、研究成果に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が本知的財産権を放棄する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で本知的財産権を実施する権利(第三者に対して本知的財産権の実施を許諾する権利を含む。以下同じ。)を甲に許諾する。</p> <p>(3) 乙は、本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p><u>(追跡調査等)</u></p> <p>第20条の2 乙は前条第2項の規定に加え、内閣府及び内閣府が指定した者が実施する追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等に対し</p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p><u>協力しなければならない。</u></p>	
<p>(他の参画機関に係る共同研究契約等)  第23条 乙は、<u>研究開発責任者の承認</u>を得たうえで、当該サブ課題に属する他の研究機関のうち必要な研究機関との間で共同研究契約又は覚書(以下「共同研究契約等」という。)を締結し、当該サブ課題内における適切な情報管理、成果のとりまとめ、知的財産の取扱いなどについて、本契約に反しない限りにおいて定めるものとする。この場合において、乙は、共同研究契約等の締結後直ちに当該共同研究契約等の写しを甲に提出するものとする。</p>	<p>(他の参画機関に係る共同研究契約等)  第23条 乙は、<u>研究責任者の承認</u>を得たうえで、当該サブ課題に属する他の研究機関のうち必要な研究機関との間で共同研究契約又は覚書(以下「共同研究契約等」という。)を締結し、当該サブ課題内における適切な情報管理、成果のとりまとめ、知的財産の取扱いなどについて、本契約に反しない限りにおいて定めるものとする。この場合において、乙は、共同研究契約等の締結後直ちに当該共同研究契約等の写しを甲に提出するものとする。</p>
<p>(停止、中止又は期間の変更)  第26条 (略)  2・3 (略)  4 甲及び乙は、両者合意の上、別途、<u>実施計画書記載</u>の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p>	<p>(停止、中止又は期間の変更)  第26条 (略)  2・3 (略)  4 甲及び乙は、両者合意の上、別途、<u>戦略及び実施計画書記載</u>の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p>
<p>(反社会的勢力の排除)  第32条 (略)  2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。  (1)～(5) (略)  <u>(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</u>  3 (略)  4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により<u>本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当す</u></p>	<p>(反社会的勢力の排除)  第32条 (略)  2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。  (1)～(5) (略)  <u>(新設)</u>  3 (略)  4 <u>甲は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約を解除する場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当す</u></p>

<p>る金額を甲の指定する期日までに支払わなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>る金額を乙から徴収するものとする。</p> <p>5 (略)</p>
<p><u>(不当介入に関する通報・報告)</u></p> <p>第32条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(存続条項)</p> <p>第34条 第3条の2、第6条、第8条、第10条から第16条、第18条から第20条、<u>第20条の2</u>、第24条、第26条第2項及び第3項、第27条から第31条、第32条第3項及び第33条から第35条の規定は、契約期間終了後も存続するものとする。</p>	<p>(存続条項)</p> <p>第34条 第6条、第8条、第10条から第16条、第18条から第20条、第24条、第26条第2項及び第3項、第27条から第31条、第32条第3項及び第33条から第35条の規定は、契約期間終了後も存続するものとする。</p>
<p>別記</p> <p>1 当事業年度における委託研究費の内訳表(略)</p> <p>(※1)(略)</p> <p>(※2)第1条第3号に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における<u>実施計画書</u>に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。</p> <p>(※3)・(※4)(略)</p>	<p>別記</p> <p>1 当事業年度における委託研究費の内訳表(略)</p> <p>(※1)(略)</p> <p>(※2)第1条第3号に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における<u>戦略及び実施計画書</u>に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。</p> <p>(※3)・(※4)(略)</p>